

飼料用米の作付け推進と適正管理への支援

高島農業農村振興事務所農産普及課

【普及活動のねらい・対象】

高島市管内は、排水不良等により畑作物の作付が困難な水田や保全管理地が多く存在し、水田の有効活用が問題なっています。その解決の一つとして新規需要米の作付を推進しており、特に作付面積が増加している飼料用米を中心に、高島市農業再生協議会と連携しながら作付および適正栽培・流通管理について支援を行いました。

【普及活動の内容】

(1) 技術情報の提供

栽培暦や飼料用米の適正な農薬使用についての情報を、飼料用米栽培農家全戸に配布しました。また、昨年度契約数量の8割を満たせなかった理由書提出農家については、別途技術情報を提供し、適正栽培に向けた啓発を行いました。

(2) 栽培・流通適正管理研修会の実施および看板の設置

8月6日に、高島市農業再生協議会と連携し、「飼料用米栽培管理および適正流通に向けた研修会」を開催しました。その中で、栽培農家に、飼料用米のほ場ごとの看板の設置と、現地確認後収穫を実施するように、飼料用米の適正栽培管理に向けた協力を求めました。

(3) 現地巡回の実施

基準収量の8割以上の収量が水田活用の所得補償交付金の交付対象となるため、9月12~14日、9月24~28日、10月1~3日にかけて高島市農業再生協議会と農産普及課で現地巡回を行い、栽培状況の把握を行いました。



現地巡回の実施

【普及活動の成果】

適正な栽培管理により、一部の農家を除いて契約数量を確保されました。次年度より、区分方式（面積契約）から一括方式（数量契約）に制度が変更され、主食用水稻栽培同様の栽培管理が必要になることから、引き続き関係機関と連携しながら技術支援を行っていきます。

新規需要米作付面積の推移(H22~24)				単位: a
	飼料用米	飼料用稲	米粉用米	新規需要米計
平成22年度	631	2,724	1,426	4,781
平成23年度	15,995	2,802	1,306	20,102
平成24年度	22,517	2,260	1,007	25,784